

第1回子どもの自殺対策プロジェクトチーム会議 次第

日 時 平成 30 年 8 月 21 日 (火) 15:45～17:15

場 所 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 子どもの自殺対策プロジェクトチームについて

4 会議事項

(1) 長野県の子どもの自殺の実態について

(2) 第3次長野県自殺対策推進計画における未成年者の自殺対策について

(以下 非公開)

(3) 子どもの自殺の背景分析等について

(4) その他

5 閉 会

第1回子どもの自殺対策プロジェクトチーム出席者名簿

職	氏 名	所属及び職	備 考
座 長	阿部 守一	長野県知事	
委 員	今井 義明	長野県高等学校長会長 長野県松本深志高等学校長	
〃	小口 浩司	中央児童相談所長	
〃	佐々木 尚子	長野県教育委員会スクールカウンセラー (臨床心理士)	
〃	塩野入 幸隆	長野県中学校長会長 千曲市立屋代中学校長	
〃	清水 康之	特定非営利活動法人 ライフリンク代表	
〃	長岡 秀貴	特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 理事長	
座長代理	原山 隆一	長野県教育委員会教育長	
委 員	宮寄 貞子	長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー	欠席
〃	森田 舞	コーチングアカデミー長野校校長 ゆめサポママ@ながの共同代表	
〃	矢島 宏美	特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメント C A Pながの代表 長野県教育委員	欠席
〃	横山 伸	長野赤十字病院 精神科部長	

五十音順、敬称略

長野県子どもの自殺対策プロジェクトチーム設置要綱

(目 的)

第1条 次代を担う子どもが、健やかに生まれ、たとえ困難に直面しても安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、子どもの自殺の実態を踏まえた適切な対策の検討、評価、検証を通じて、生きることの包括的な支援を推進するため、「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子どもの自殺の背景及び要因の調査分析に関すること
- (2) 子どもの自殺の背景分析の結果を踏まえた子どもの自殺対策の検討に関すること
- (3) 子どもの自殺対策の取組の評価・検証に関すること
- (4) その他子どもの自殺対策の推進に関すること

(組 織)

第3条 チームは、座長、座長代理及び委員をもって構成し、座長はチームを総括する。

- 2 座長は知事、座長代理は教育長をもって充てる。
- 3 座長に事故等があるときは、座長代理がその職務を遂行する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者の中から知事が依頼又は指名する。
 - (1) 精神科の医師
 - (2) 自殺対策に取り組む民間団体の支援者
 - (3) 子どもの権利擁護等に取り組む民間団体の支援者
 - (4) 子ども・若者の自立支援に取り組む民間団体の支援者
 - (5) 中学校長及び高等学校長
 - (6) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー
 - (7) 児童相談所の児童福祉の専門職員
 - (8) その他子どもの自殺の実態について精通していると認める者

(会 議)

第4条 チームの会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を依頼し、又は出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 子どもの自殺対策に係る具体的なデータや対策の細部の調査研究、検討等を行うため、座長が必要と認める庁内関係課の実務担当職員等により、ワーキンググループを組織することができる。

- 2 ワーキンググループにおいて研究等した事項は、チームに報告するものとする。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。

(事務局)

第6条 チームの事務局は、健康福祉部保健・疾病対策課に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

子どもの自殺対策プロジェクトチーム委員名簿

職	氏 名	所属及び職
座 長	阿部 守一	長野県知事
委 員	今井 義明	長野県高等学校長会長 長野県松本深志高等学校長
"	小口 浩司	中央児童相談所長
"	佐々木 尚子	長野県教育委員会スクールカウンセラー（臨床心理士）
"	塩野入 幸隆	長野県中学校長会長 千曲市立屋代中学校長
"	清水 康之	特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク 代表
"	長岡 秀貴	特定非営利活動法人 侍学園スクオーラ・今人 理事長
座長代理	原山 隆一	長野県教育委員会教育長
委 員	宮寄 貞子	長野県教育委員会スクールソーシャルワーカー
"	森田 舞	コーチングアカデミー長野校校長 ゆめサポママ@ながの共同代表
"	矢島 宏美	特定非営利活動法人 子ども・人権・エンパワメントC A Pながの代表 長野県教育委員
"	横山 伸	長野赤十字病院 精神科部長

五十音順、敬称略

子どもの自殺対策プロジェクトワーキンググループ名簿

所 属	職	氏 名
池田町子ども・子育て推進室	室 長	神谷 哲彦
日本財団 公益事業部	国内事業開発チームリーダー	芳川 龍郎
NPO 法人 ライフリンク	副代表	根岸 親
県民文化部 次世代サポート課	青少年指導主事	飯沼 祥彦
こども・家庭課	主 査	徳竹 稔宜
私学振興課	私学指導主事	市川 格
健康福祉部 地域福祉課	課長補佐自立支援・援護係長	飛沢 聡
教育委員会事務局 心の支援課	教育主幹兼生徒指導係長	坂田 和弥
心の支援課	主任指導主事	滝澤 崇
保健厚生課	主任指導主事	中村 まゆみ
千曲市立屋代中学校	養護教諭	福田 菜津子
精神保健福祉センター	主任精神保健専門員	藤澤 里美
	主 査	和田 徳栄
健康福祉部 保健・疾病対策課	企画幹	藤木 秀明
	主 事	柳澤 耕輔

第8章 推進体制

1 計画の推進体制

（1）「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」等の開催

「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指し、知事をトップとした、庁内の関係部局で構成される「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」及び「部局長会議」において、本計画の各事業の推進状況の把握やまとめ等を行い、全庁的な取組として自殺対策を推進します。（年間3回程度開催）

「長野県いのち支える自殺対策戦略会議」の構成【再掲】

知事／副知事／企画振興部／総務部／県民文化部／産業労働部／林務部／建設部／教育委員会／企業局／警察本部／労働委員会事務局／日本財団／NPO 法人ライフリンク／（事務局）健康福祉部
（平成29年9月15日開催時）

（2）「子どもの自殺対策プロジェクトチーム（仮称）」の設置

知事や専門家、教育関係者等で構成する「子どもの自殺対策プロジェクトチーム（仮称）」を設置し、本県において特に自殺の実態が深刻である「未成年者」の対策について検討を行います。

（3）「長野県自殺対策連絡協議会」の開催

保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の行政機関・関係団体で構成される「長野県自殺対策連絡協議会」においても、対策の進捗状況を評価するとともに、専門家からの意見の聴取や、構成団体と連携した取組の検討などを行うことにより、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

「長野県自殺対策連絡協議会」構成団体【再掲】

信州大学医学部精神医学教室／県精神科病院協会／県医師会／県弁護士会／県経営者協会／連合長野／県民生委員児童委員協議会連合会／長野いのちの電話／長野労働局／長野産業保健総合支援センター／市長会／町村会／県消防長会／県臨床心理士会／県看護協会／県司法書士会／県精神保健福祉士協会／日本精神科看護協会長野県支部／県薬剤師会／県チャイルドライン推進協議会／県健康福祉部健康福祉政策課／県民文化部くらし安全・消費生活課／県教育委員会事務局心の支援課／県警察本部生活安全企画課／県保健所長会／県精神保健福祉センター
（平成29年度）

2 市町村計画の推進

自殺対策推進センターにおいて、市町村計画の推進状況を把握し、必要に応じて保健福祉事務所等と連携しながら、市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行います。

子どもの自己肯定感等の経年比較（長野県）

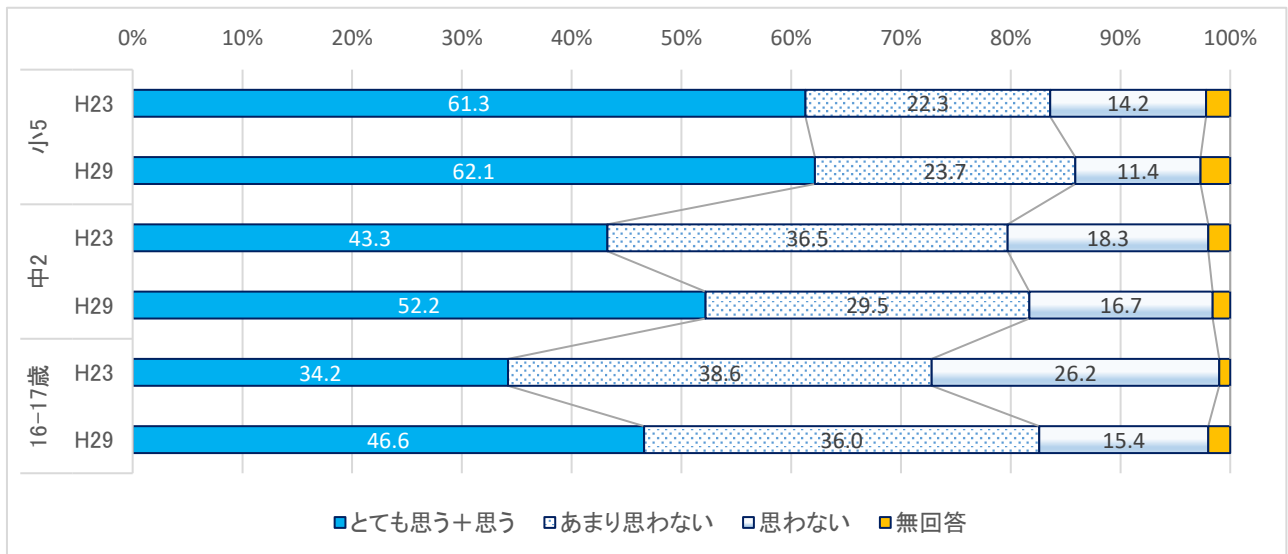
出典 H29:長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査

H23:長野県青少年意識調査（16～17歳は高2のみ）

※（ ）内はH23調査の設問

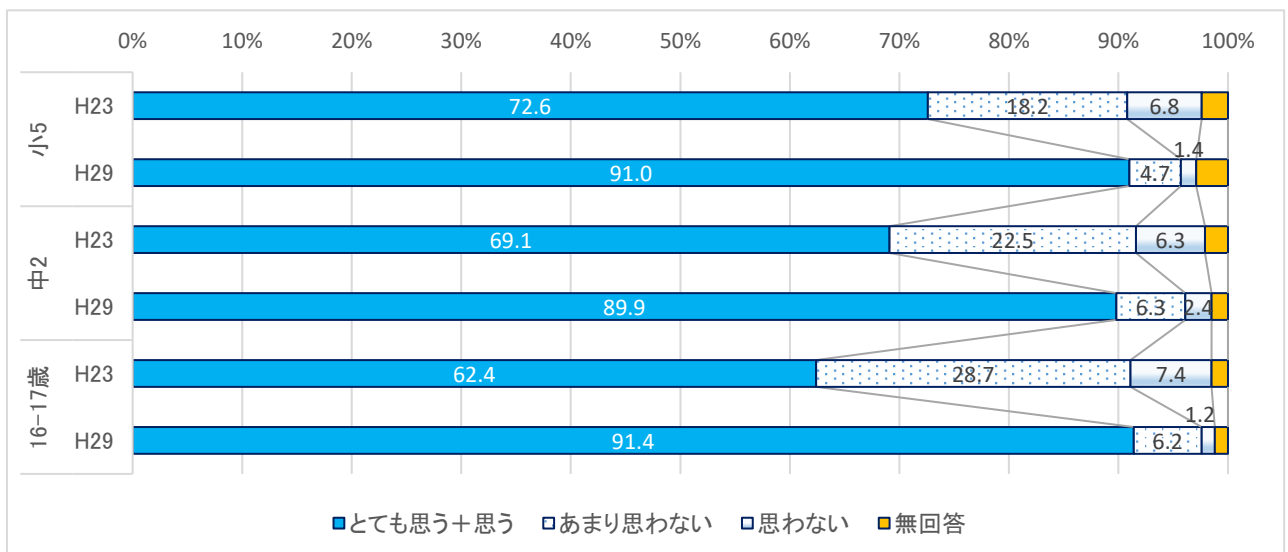
1 自己肯定感

自分のことが好きだ。（同左）



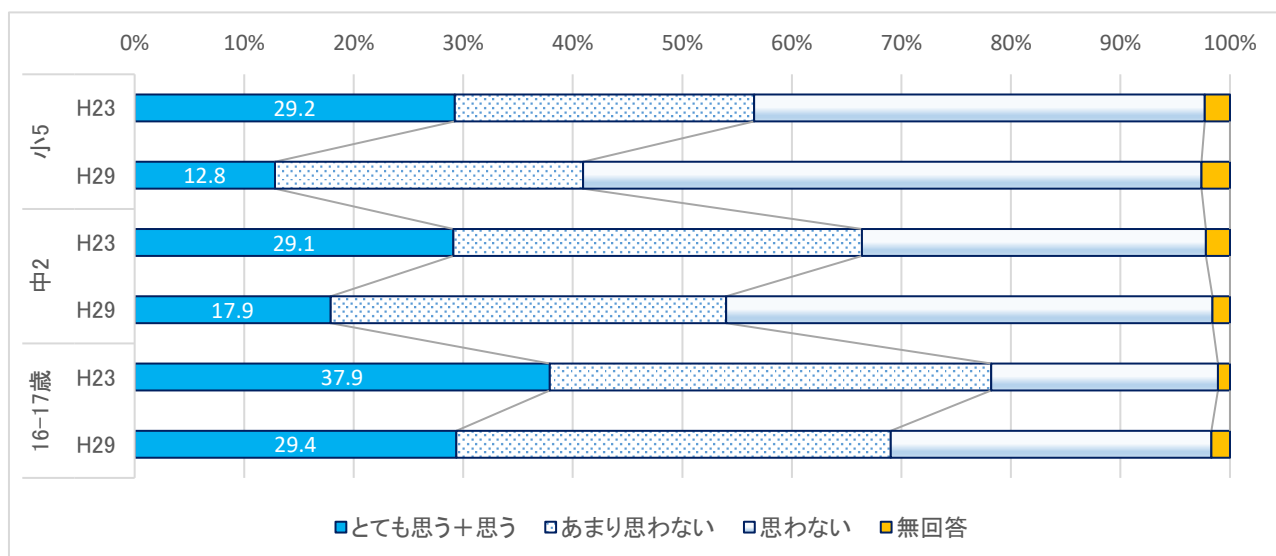
- 中・高校生は、肯定的な回答が、前回調査と比較して10ポイント程度増加した。
- 学年が上がるにつれて、自己肯定感が低下する傾向に変化はない。

自分は家族に大事にされていると思う。（自分は大切にされている）



- H29の設問は「家族に」を加えたため、前回調査と比較して、どの年齢層も20ポイント程度肯定的な回答が増加した。

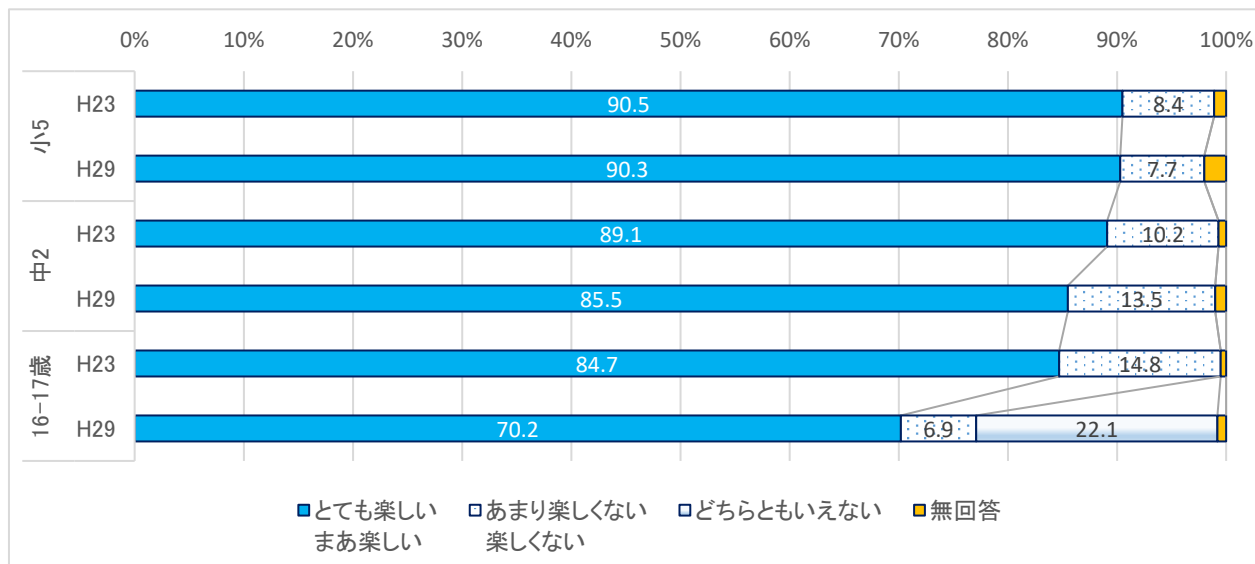
孤独を感じる。（自分はひとりぼっちだ。）



- 孤独を感じる子どもは、前回調査と比較して各学年10ポイント程度減少した。
- 学年が上がるにつれて、孤独を感じる子どもが増加する傾向に変化はない。

2 学校生活

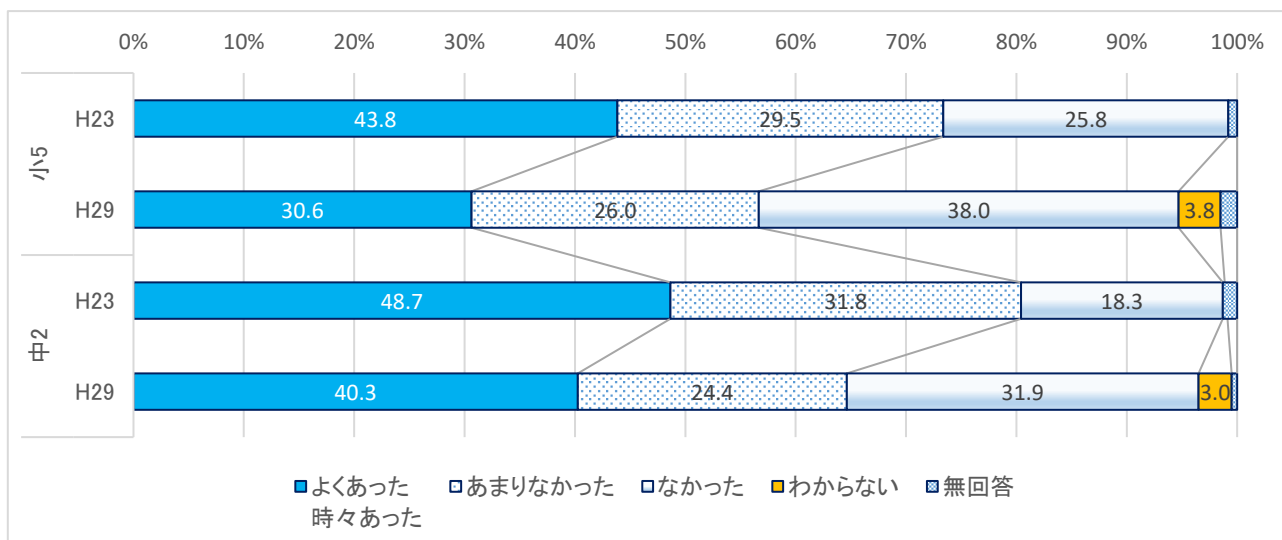
学校生活が楽しいですか。（学校での生活が楽しい）



- 学校生活を楽しいと感じる子どもの割合は横ばい。
- 学年が上がるにつれて、楽しいと感じる子どもが減る傾向は変化なし。

(注) H29調査 (16～17歳のみ) は、「どちらともいえない」を選択肢を追加したため、16-17歳の肯定的な回答が減少。

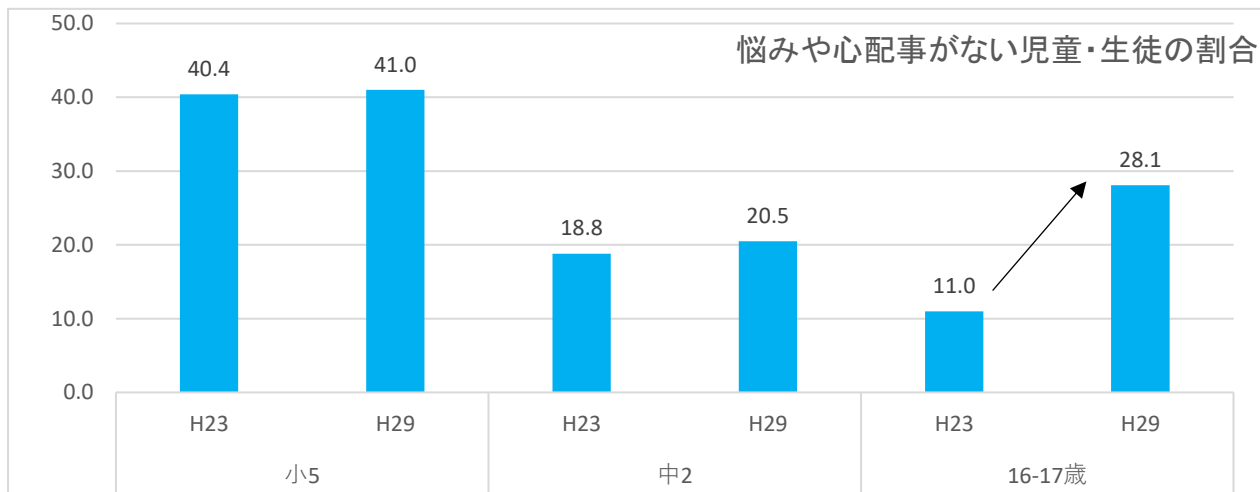
学校に行きたくないと思ったこと（学校を休みたいと思ったこと）



（注意）前回調査と設問の表現が異なるので単純比較は難しい。

3 悩みや心配事とその相談先

悩みや心配事がありますか。



○ 悩みや心配事がない児童・生徒は、前回調査と比較して16～17歳で19ポイント増加。

子どもの意識等（長野県）

出典：平成29年度長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査

学校生活

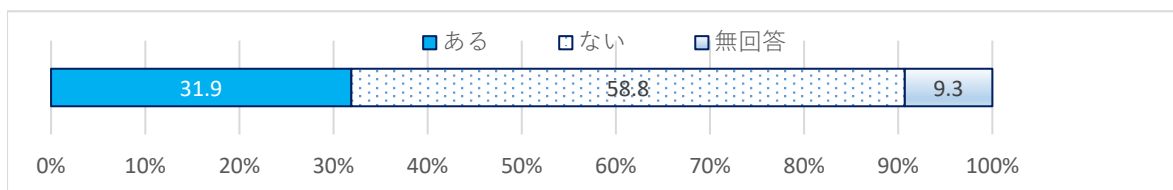
学校生活が楽しくない理由（20%以上の選択肢）

学年	1位	2位	3位	4位	5位	6位
小5	友だちとうまく いかない	勉強がつまらな い	学校に行くのが 面倒	先生とうまくい かない	勉強についてい けない	学校以外で他に やりたいことが ある
	37.1	35.7	31.4	30.0	21.4	21.4
中2	学校に行くのが 面倒	勉強がつまらな い	友だちとうまく いかない	勉強についてい けない	その他	学校以外で他に やりたいことが ある
	59.6	44.0	44.0	29.4	24.8	21.1

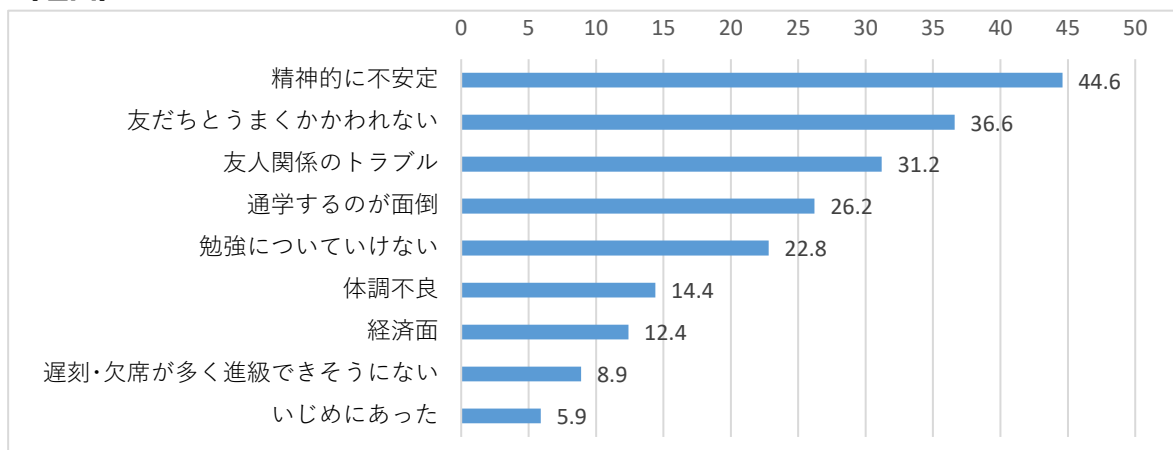
- 小学生は、「先生とうまくいかない」が中学生（19.3%）より多い。
- 中学生になると「学校に行くのが面倒」29.6ポイント増、
「勉強がつまらない」「勉強についていけない」がそれぞれ約8ポイント増、
「友達とうまくいかない」6.9ポイント増が目立つ。

学校を辞めたくなくなるほど悩んだこと及びその理由

（16-17歳/理由は複数回答）



（理由）



- 3割の高校生が学校を辞めたくなくなるほど悩んだ経験がある。
- うち1/2は精神的に不安定、1/3は友人関係、1/4は学業不振が原因。

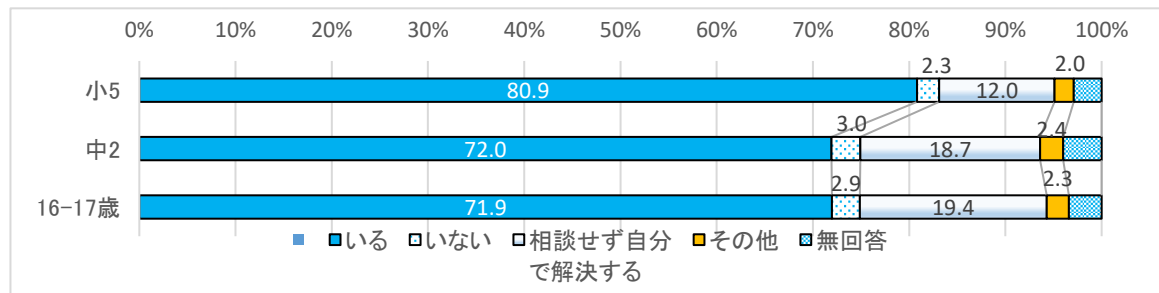
悩みや心配事とその相談先

悩みや心配事の上位5つ（複数回答）

学年	1位	2位	3位	4位	5位
小5	悩みや心配事はない	勉強のこと	自分の性格のこと	友だちとの関係	進学・進路のこと
	41.0	23.4	17.1	15.2	13.8
中2	勉強のこと	進学・進路のこと	クラブ活動のこと	友だちとの関係	悩みや心配事はない
	49.5	47.6	26.4	20.7	20.5
16-17歳	進学・進路のこと	勉強のこと	悩みや心配事はない	クラブ活動のこと	自分の容姿のこと
	51.4	34.1	28.1	18.5	14.8

- 中・高校生の約半数が「勉強」や「進学・進路」の悩みを抱えている。
- 小学生では「自分の性格」、高校生では「自分の容姿」が上位にランクしている。
- 友だちとの関係は、小・中では15～20%程度だが、16～17歳では15%未満である。

悩みや心配事の相談相手の有無



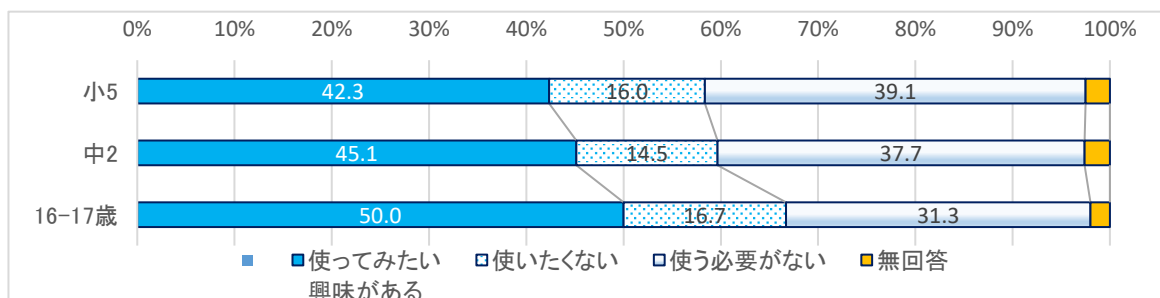
悩みや心配事の相談相手

学年	1位	2位	3位	4位	5位	6位
小5	母親	父親	学校の友達	兄弟姉妹	祖父母	担任の先生
	76.6	42.9	32.9	20.7	15.2	14.6
中2	母親	学校の友達	父親	相談せず自分で解決する	兄弟姉妹	担任の先生
	60.0	52.8	27.2	18.7	15.7	11.5
16-17歳	母親	学校の友達	父親	相談せず自分で解決する	兄弟姉妹	担任の先生
	55.6	55.4	21.9	19.4	12.7	9.1

- 相談相手がない子どもは、全ての年齢層で2～3%程度。
- 中・高校生は、「相談せず自分で解決」が小学生より7～8ポイント高い。
- 相談相手のトップは全ての年齢層で「母親」だが、学年が上がるにつれて「親」

の割合は減少し、その分「学校の友達」が増加。

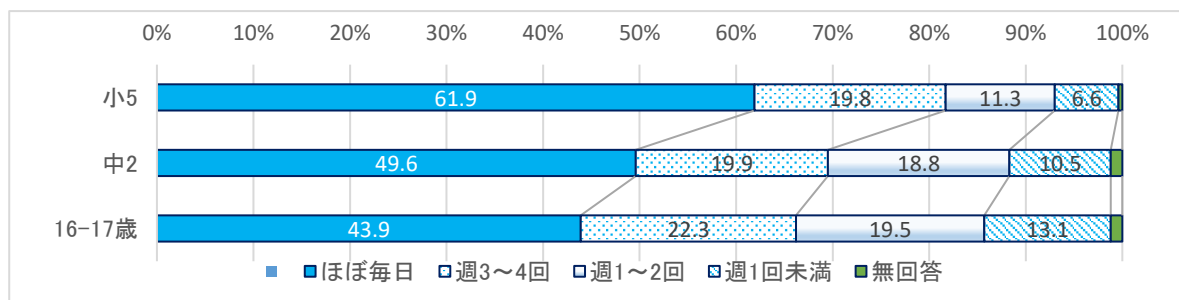
(学校以外) なんでも相談できる場所の利用希望



- 年齢が上がるにつれて関心が高まり、16～17歳では約半数が関心を持っている。

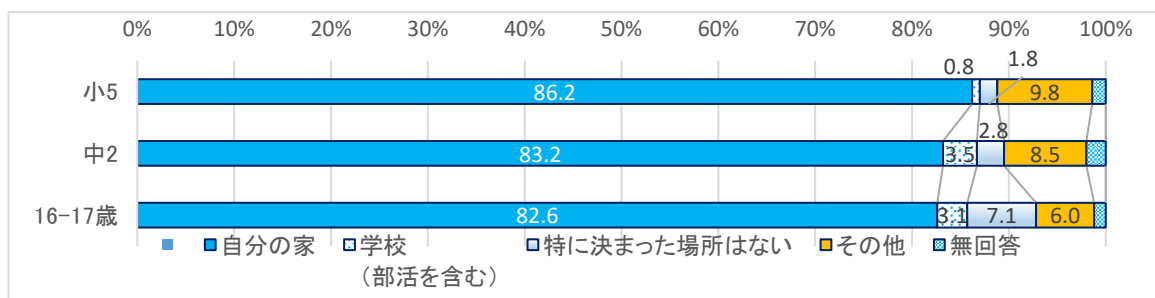
保護者と子どもとの関係

お子さんと学校生活（又はお子さんの仕事）の話をする



- 年齢が上がるにつれて、親子で学校生活の話を毎日する割合が低下。
- 16～17歳では、8人に1人は週1回未満の会話となっている。

子どもが一番ほっとできる居場所



- 80%以上の子どもは、「自分の家」を一番ほっとできる場所に挙げている。

長野県と他都県の調査結果比較から見た子どもの自己肯定感等

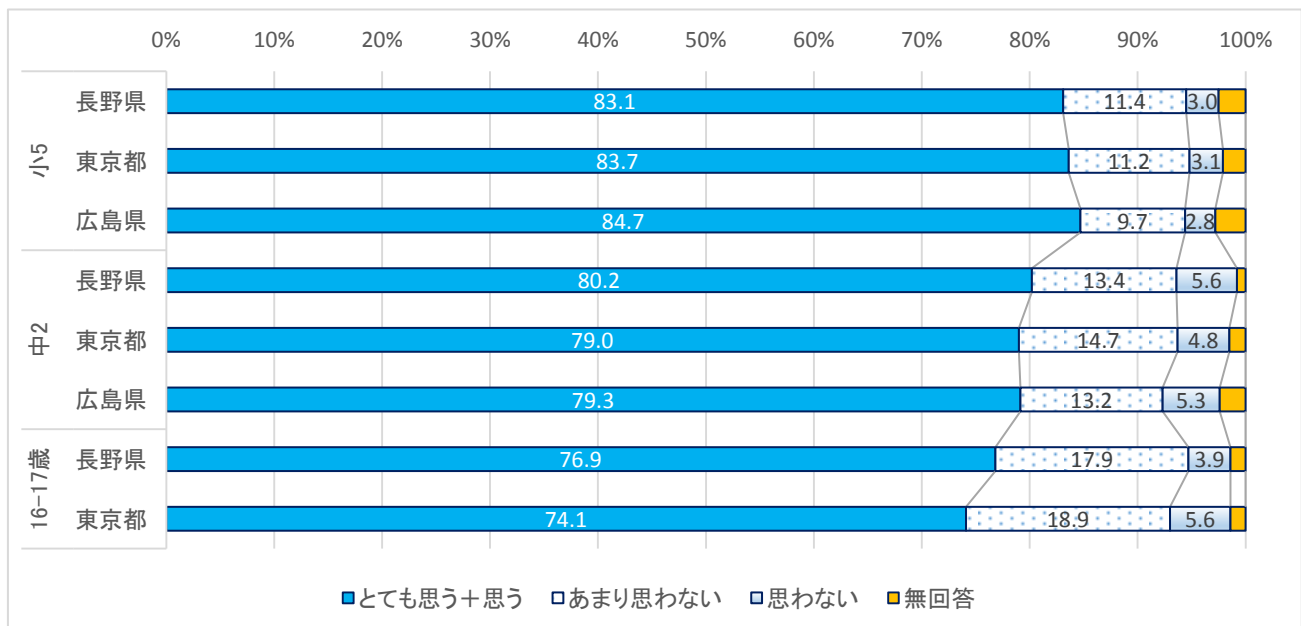
(出典) 長野県：子どもと子育て家庭の生活実態調査（H29）
 東京都：子供の生活実態調査（H28）
 広島県：子どもの生活に関する実態調査（H29）
 高知県：子どもの生活実態調査（H28）

(参考) H24～28 未成年者の自殺死亡率

長野県	東京都	広島県	全国
4.06	2.78	2.06	2.44

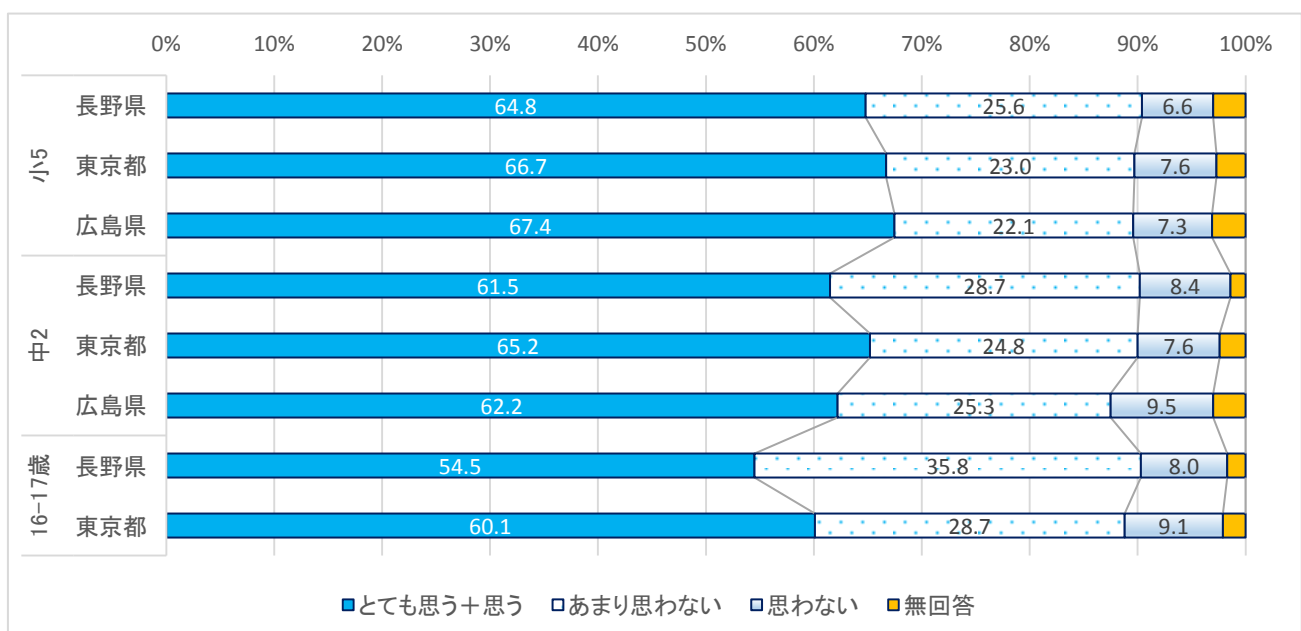
1 自己肯定感

頑張れば報われると思う



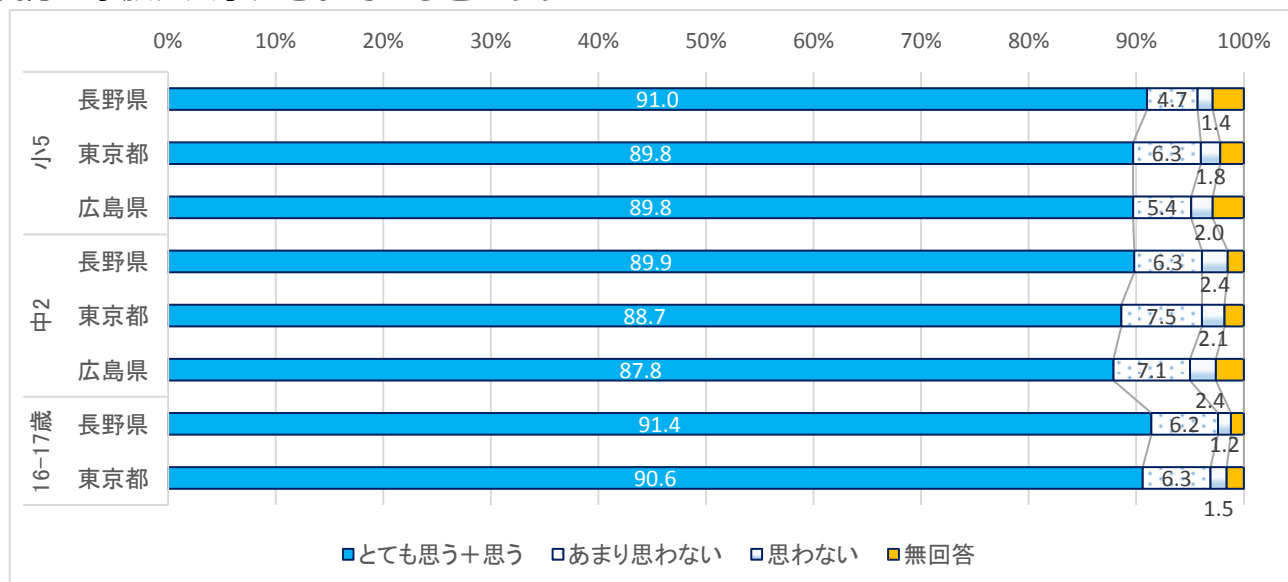
○ 小5・中2では他の都県と大きな差は見られないが、16～17歳では長野県子どもの肯定的な回答がやや多い

自分は価値のある人間だと思う



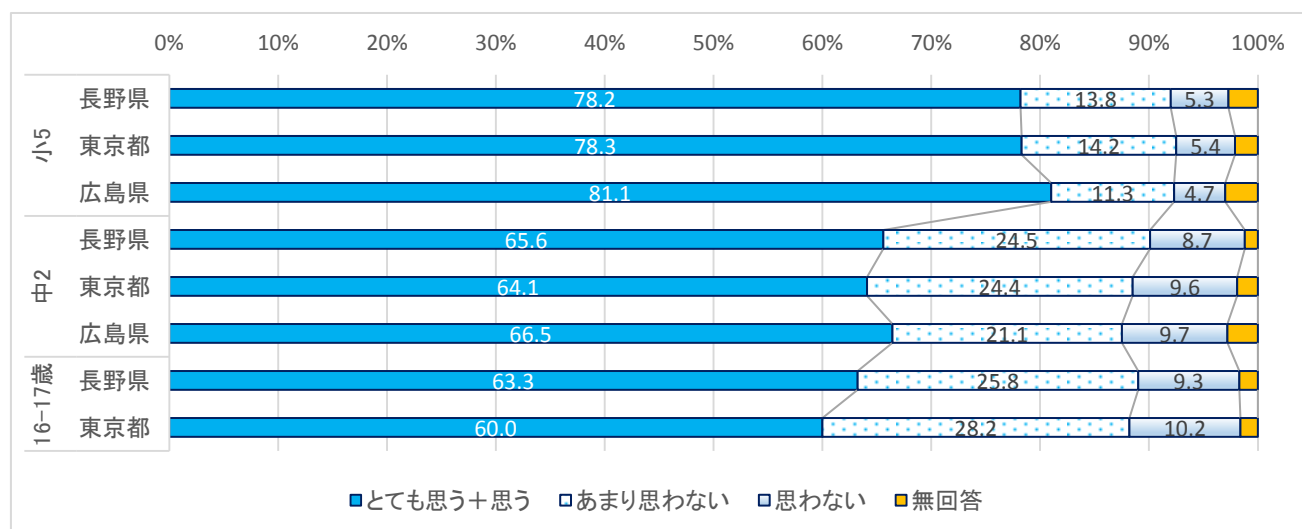
○ 長野県の子どもは、どの年齢層も他の都県より肯定的な回答がやや低い。

自分は家族に大事にされていると思う。



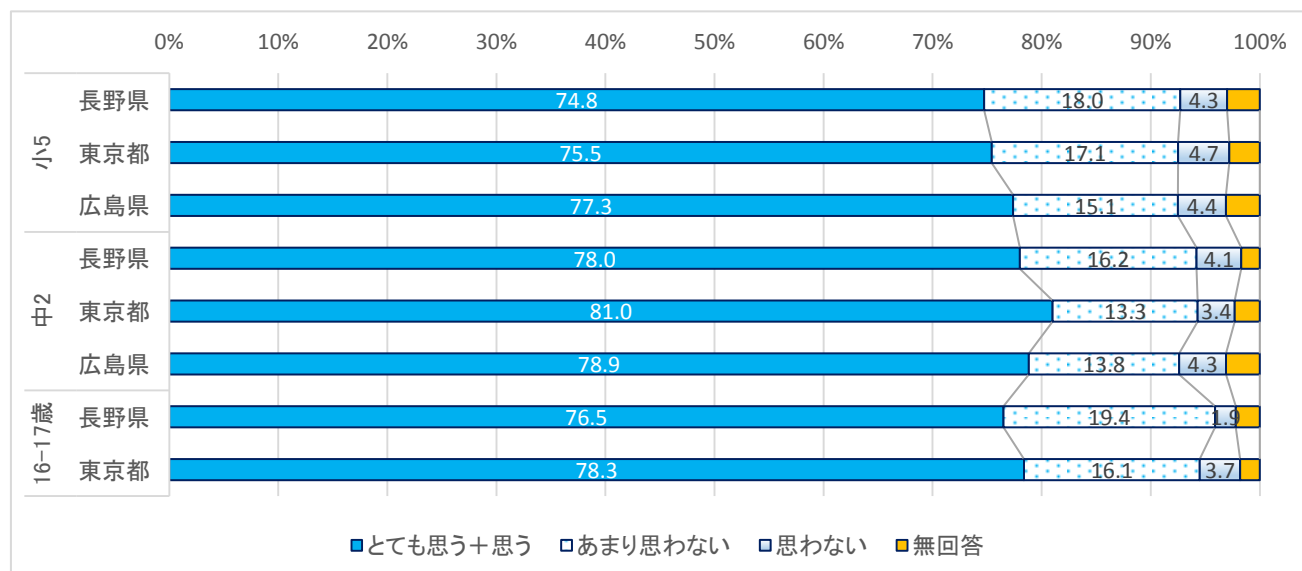
- 長野県の子どもは、どの年齢層も他の都県と大きな差はみられない。

自分の将来が楽しみだ



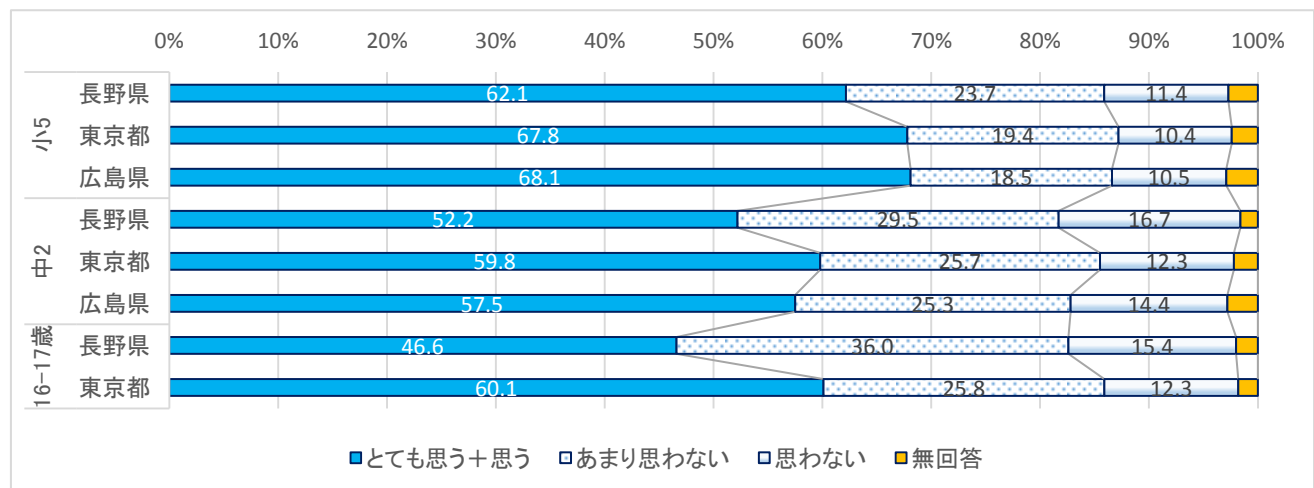
- 長野県の小中学生は、他の都県と大きな差は見られないが、16～17歳では肯定的な回答がやや多い。

自分は友達に好かれていていると思う



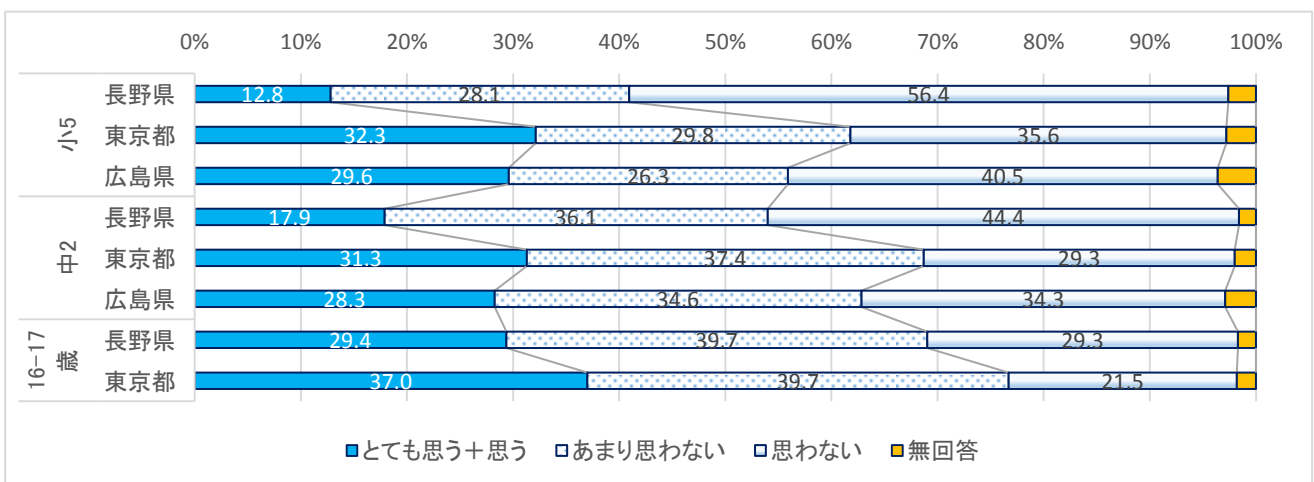
- 長野県の子どもは、どの年齢層も他の都県と大きな差はみられない。

自分のことが好きだ



- 長野県の子どもは、いずれの年齢層でも、他の都県より肯定的な回答が少ない。

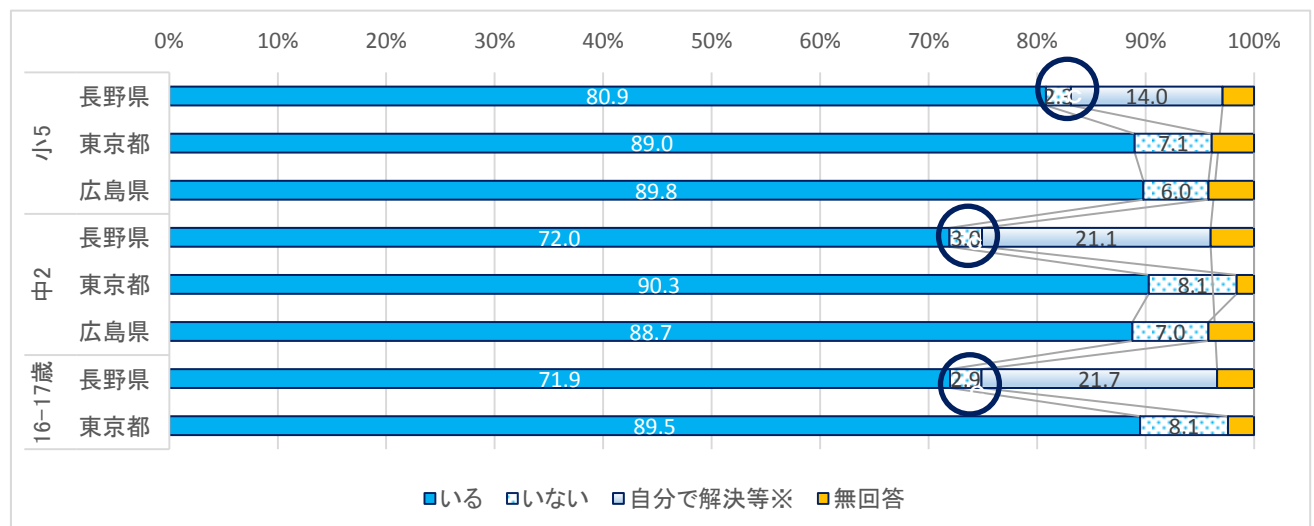
孤独を感じる



- 長野県の子どもは、他の都県より孤独を感じている子どもの割合は少ない。
ただし、他都県の設問が「孤独を感じることはない」であるため、その影響も考えられる。

2 悩みや心配事とその相談先

悩みや心配事の相談相手

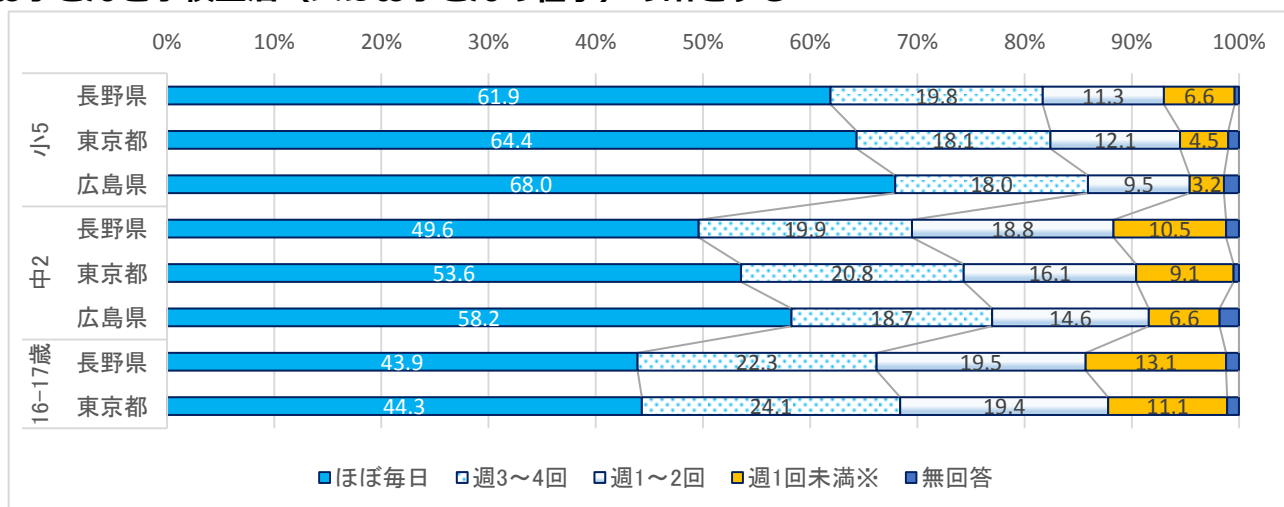


- 「相談者がいない」と回答した長野県の子どもの割合は、他の都県より少ない。

ただし、長野県のみ「自分で解決」等の選択肢があるため、その影響を受けている可能性がある。

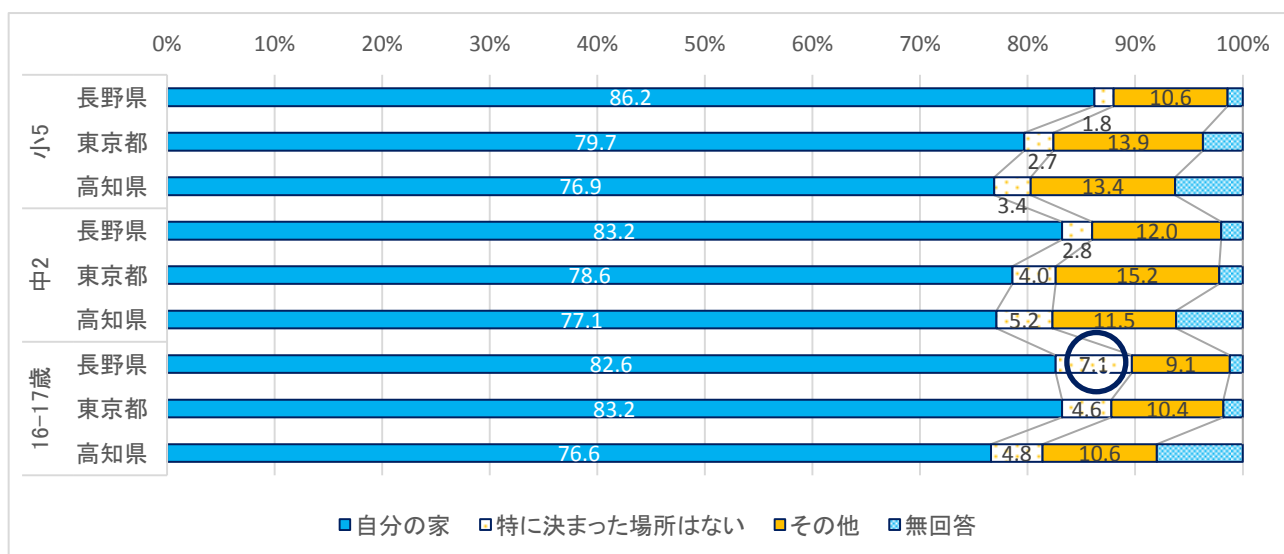
3 保護者と子どもとの関係等

お子さんと学校生活（又はお子さんの仕事）の話をする



- 長野県の小・中学生は、保護者と学校生活の話をする割合がやや低い。

子どもが一番ほっとできる居場所



- 長野県の小中学生は、「自分の家」を挙げる割合が多い。
- 長野県の16～17歳は、ほっとできる居場所がない者の割合が高い。

子どもの自己肯定感に関する圏域比較

出典：平成29年度長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査

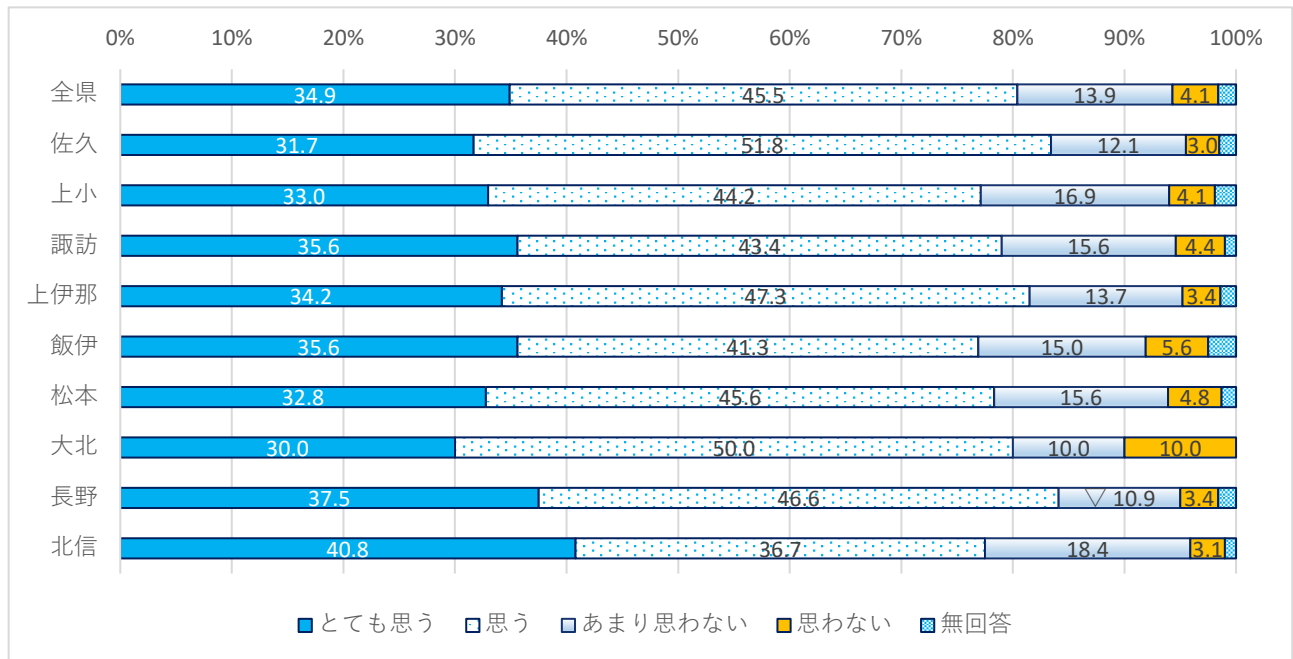
N=2366（ただし、木曽圏域はサンプル数が少ないため圏域データ割愛）

10歳代の自殺死亡率（H24～28）（人口10万対）

全県	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曽	松本	大北	長野	北信
6.8	6.6	3.0	7.1	3.2	8.3	32.1	9.4	13.3	5.5	4.3

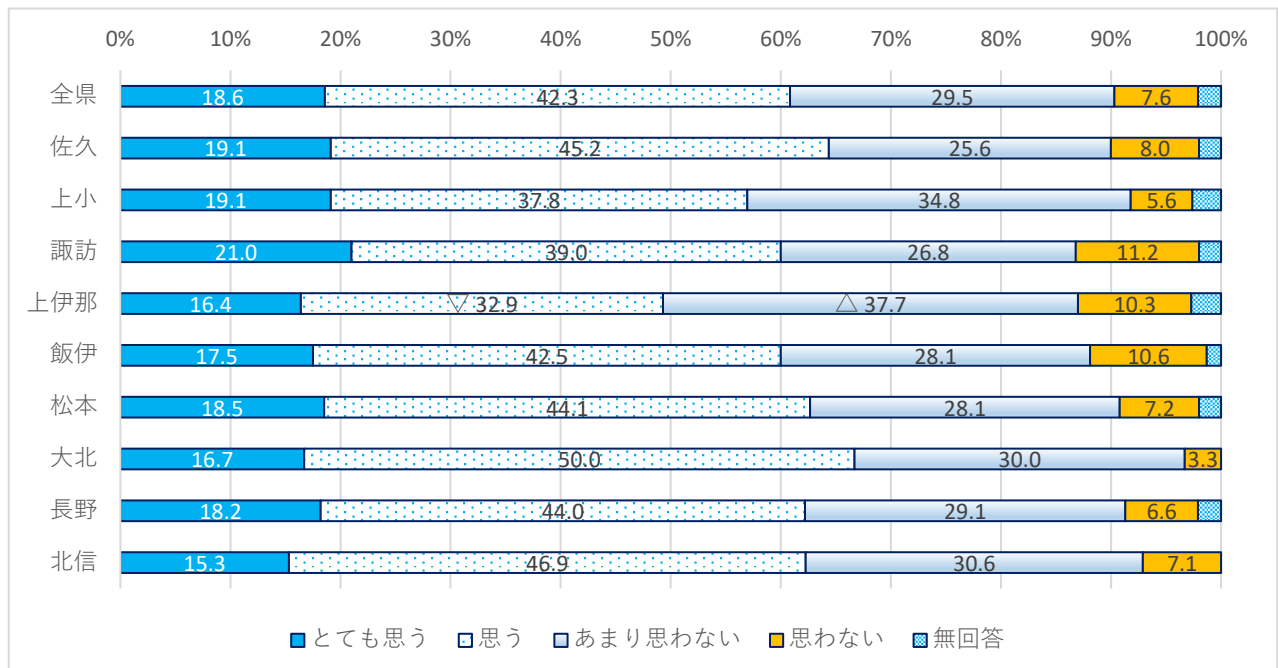
自殺者数：自殺統計、人口：未成年者の住基人口から毎月人口異動調査の10歳未満人口を控除

頑張れば報われる



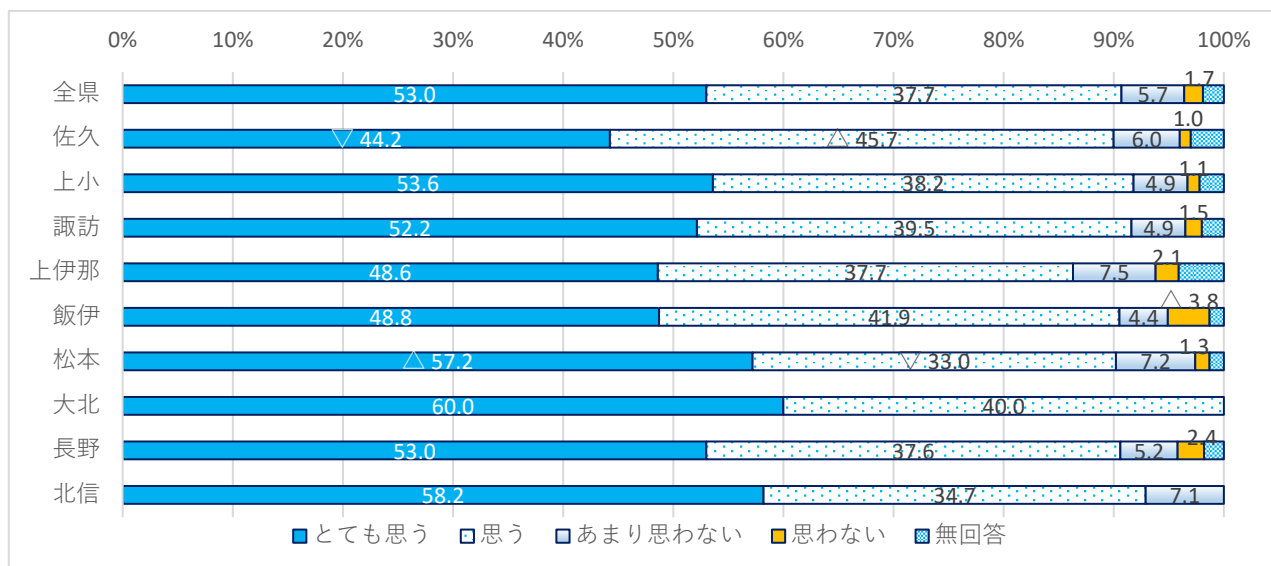
○ 上小、諏訪、飯伊、松本、北信において、肯定的な回答が80%未満。

自分は価値のある人間だと思う



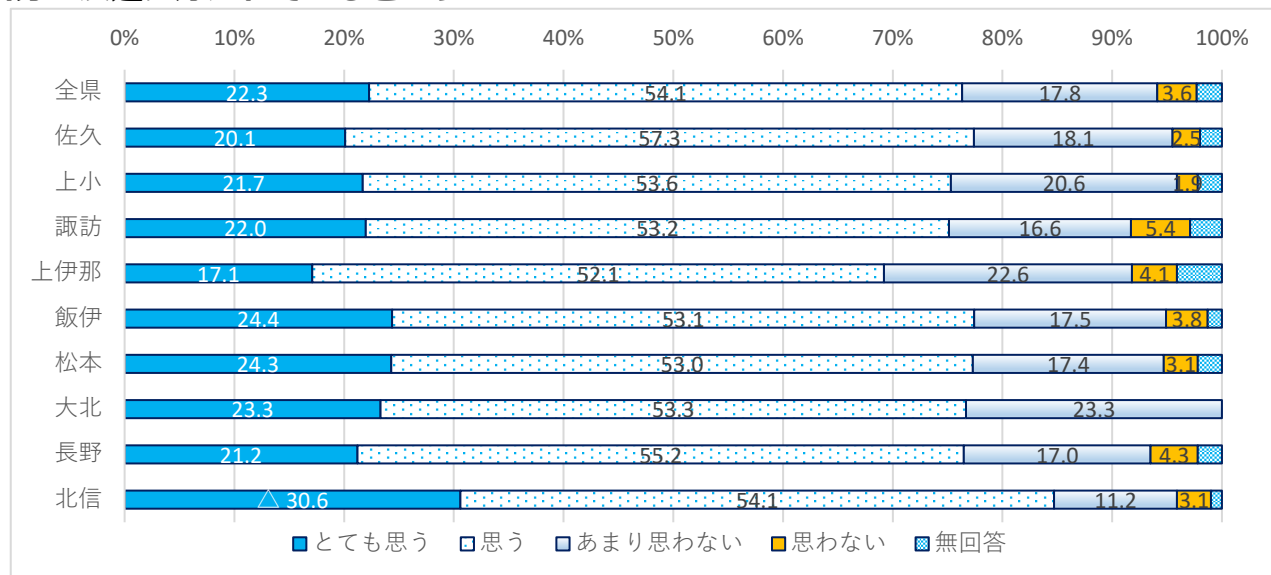
○ 上小、上伊那において、肯定的な回答が60%未満。

自分は家族に大事にされていると思う



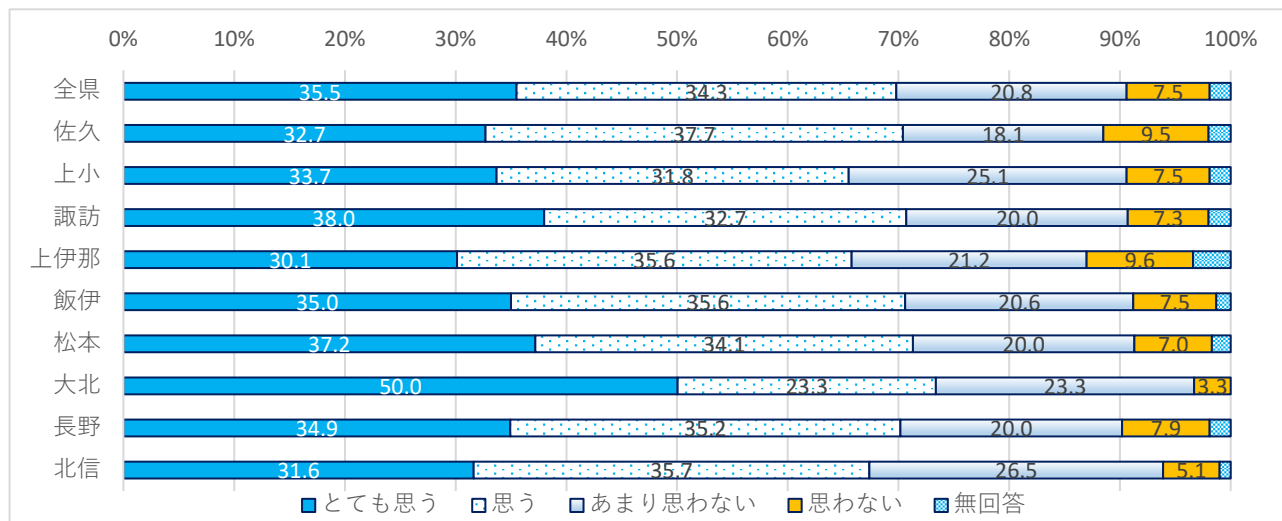
○ 佐久、上伊那において、肯定的な回答が90%未満

自分は友達に好かれていると思う



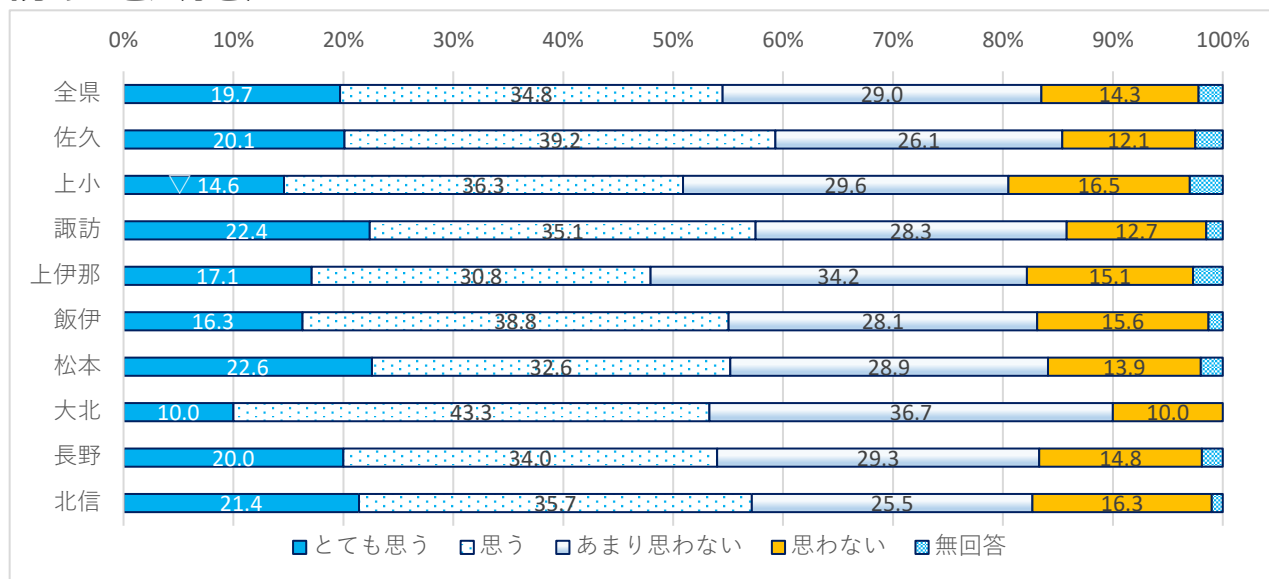
○ 上伊那において、肯定的な回答が75%未満。他圏域より5ポイント以上低い。

自分の将来が楽しみだ



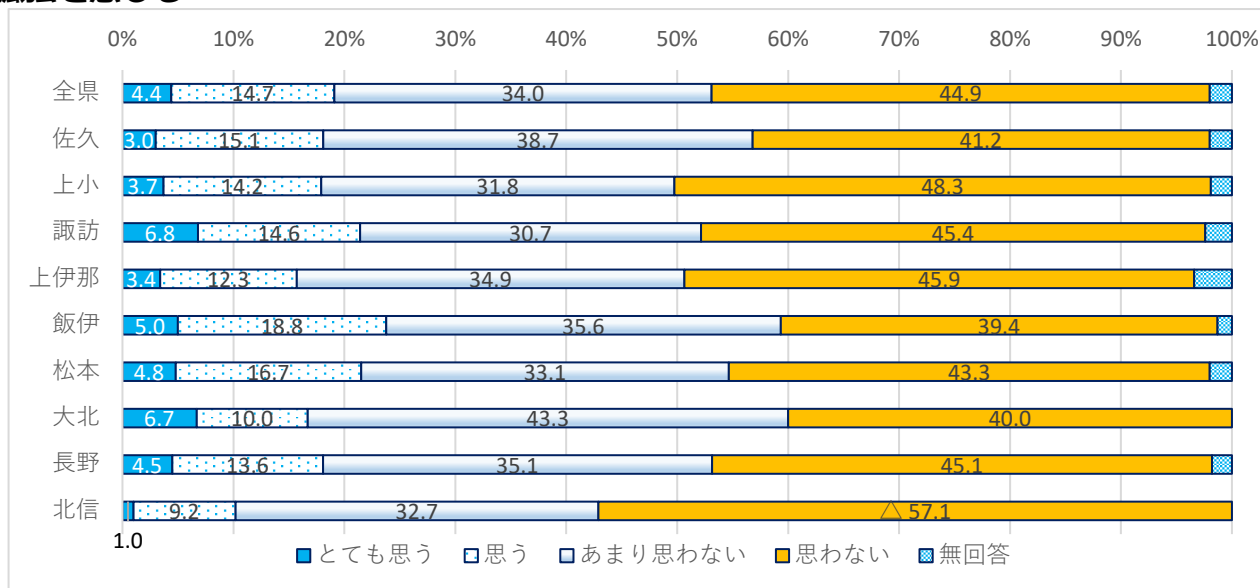
○ 上小、上伊那、北信において、肯定的な回答が70%未満。

自分のことが好きだ



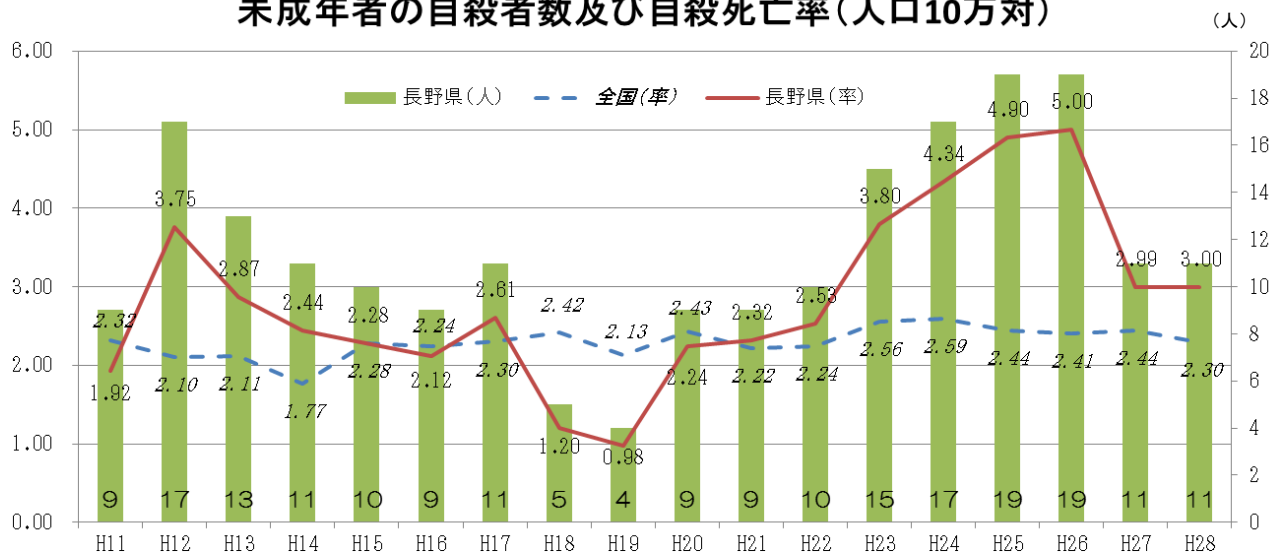
- 上伊那において、肯定的な回答が50%未満。

孤独を感じる

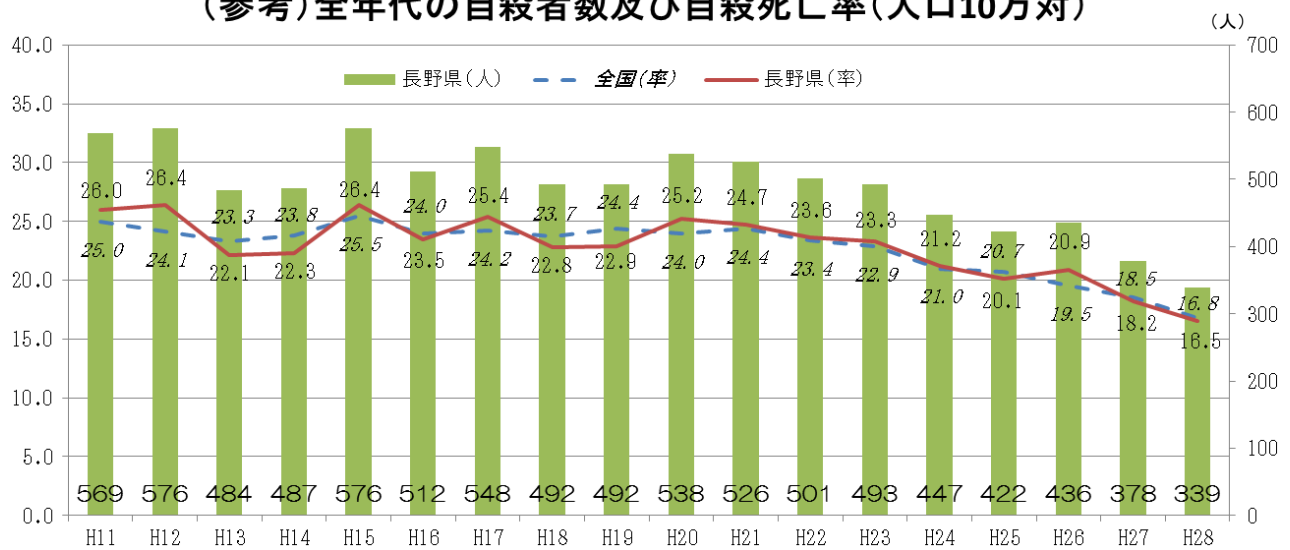


- 諏訪、飯伊、松本において、孤独を感じている子どもの割合が20%以上。
- 北信は、孤独を感じている子どもの割合が10.2%で最も低い。

未成年者の自殺者数及び自殺死亡率(人口10万対)



(参考) 全年代の自殺者数及び自殺死亡率(人口10万対)



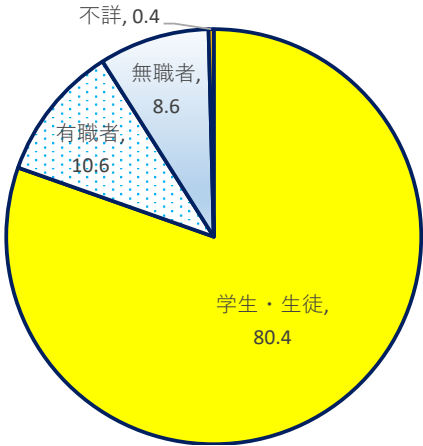
自殺者数: 人口動態統計(厚生労働省) 人口: 人口推計(総務省)

平成29年未成年者の自殺実態（全国）

出典：自殺統計

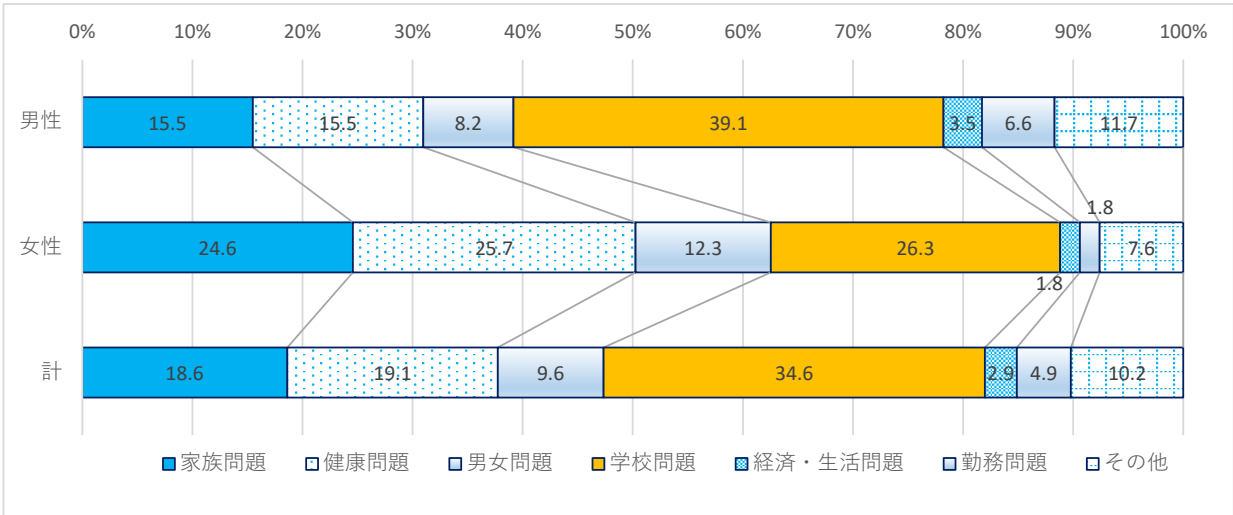
1 未成年者の自殺者数 (人)

職業	自殺者数		
	男性	女性	計
学生・生徒	310	146	456
有職者	46	14	60
無職者	38	11	49
不詳	2	0	2
計	396	171	567



2 原因・動機別件数（原因特定者のみ）

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と自殺者数（567人）とは一致しない。



原因・動機		自殺者数		
		男性	女性	計
家庭問題	親子関係の不和	15	22	37
	その他家族関係の不和	6	5	11
	家族の死亡	1	2	3
	家族の将来の悲観	2	1	3
	家族からのしつけ・叱責	20	9	29
	介護・看病疲れ	1	0	1
	その他	4	3	7
	計	49	42	91
健康問題	身体の病気	10	3	13
	うつ病	12	15	27
	統合失調症	6	6	12
	薬物乱用	0	1	1
	その他の精神疾患	13	16	29
	身体障害	3	1	4
	その他	5	2	7
	計	49	44	93
男女問題	失恋	19	9	28
	その他交際を巡る悩み	5	11	16
	その他	2	1	3
	計	26	21	47
学校問題	入試	14	4	18
	進路	32	9	41
	学業不振	41	10	51
	教師との人間関係	6	2	8
	いじめ	0	1	1
	その他学友との不和	10	11	21
経済・生活問題	その他	21	8	29
	計	124	45	169
経済・生活問題		11	3	14
勤務問題		21	3	24
その他		37	13	50
計		317	171	488

第6章 重点施策

重点施策は、全国的に見ても自殺の実態が深刻である「未成年者」と圏域によっては自殺死亡率が高くなっている「高齢者」、自殺のリスク要因となっている「経済・生活問題」と「勤務問題」に焦点を絞った取組で構成されています。

これらのうち、「高齢者」「経済・生活問題」「勤務問題」は、自殺総合対策推進センターが本県の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に対策を講じる必要がある課題とされています。



《4つの重点施策》

重点施策1 未成年者の自殺対策の強化

本県の未成年者の自殺死亡率は全国的に高い水準にあります。自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入から、自殺のリスクを抱えさせない地域づくりまで、幅広く施策を展開することで、未成年者の自殺ゼロを目指します。

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

高齢化や過疎化により、社会的に孤立し、自殺のリスクを抱える高齢者が増加するおそれがあります。高齢者向けの啓発や、支援関係者への研修等の充実と併せて、高齢者が他者とつながり、安心できる居場所をもち、生きがいを感じられる地域づくりを推進します。

重点施策3 生活困窮者自立支援制度と自殺対策の連携強化

生活困窮は自殺のリスク要因であり、県内において経済・生活問題を背景に自殺で亡くなる人は少なくありません。生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策を緊密に連動させて、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の様々な問題に対して包括的な支援を展開します。

重点施策4 勤務問題による自殺対策の推進

長時間労働の是正等の「働き方改革」が社会的な課題となっている中、本県でも勤務問題を理由とした自殺を防ぐために、勤務問題に関連する相談支援を推進するとともに、職場環境の改善や「健康経営」に取り組む企業を支援することで、勤務問題が起きにくい職場環境づくりを後押しします。

重点施策1 未成年者の自殺対策の強化

背景と課題

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にある一方で、未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は平成10年（1998年）以降おおむね横ばいとなっています。また、15～34歳の若い世代で死因の第1位が「自殺」であり、このような状況は主要先進7カ国で日本のみとなっています。（厚生労働省「平成29年版自殺対策白書」）

本県でも、平成24年（2012年）～28年（2016年）の5年間に於いて、15～19歳、20歳代及び30歳代における死因の第1位が「自殺」となっています。

特に未成年者の過去5年間の自殺死亡率は4.1となっており、全国（2.4）と比較して高い水準にあることから、未成年者の自殺対策が喫緊の課題となっています。

表6-1 20歳未満の自殺者数の推移及び自殺死亡率（人口10万対）（平成24年～28年平均）

区 分	自殺者数（人）					自殺死亡率 （H24～28 平均）
	H24	H25	H26	H27	H28	
全 国	585	547	536	537	501	2.4
長野県	17	19	19	11	11	4.1

（自殺者数：厚生労働省「人口動態統計」／総務省「人口推計」）

未成年者の自殺対策に当たっては、以下について留意する必要があると考えられます。

○ 言語能力や対人スキルが発達の途上にあること

心身の成長過程にある未成年者は、言語能力や対人スキルが発達途上にあり、自らの悩みを適切に表現し、他者に伝えることができないことが少なくありません。

そのため、未成年者が様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を行うことに加えて、周囲が未成年者の気持ちに寄り添いつつ、積極的な介入をすることが求められます。

○ 信頼できる第三者に出会う機会が少ないこと

学齢期の未成年者の場合、家庭と学校が主な生活圏となることや、核家族化の影響もあり、信頼できる第三者との出会いや交流の機会が比較的乏しい状態にあります。

近年ではインターネットの普及によって第三者との接触の機会は増えたものの、悩みを正直に打ち明けることのできる信頼関係を構築することは容易ではないと考えられます。

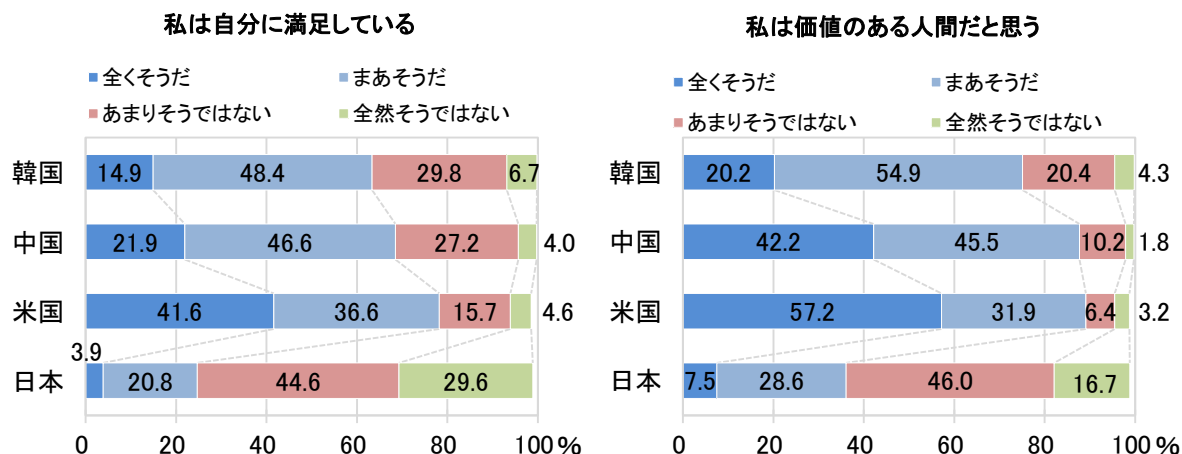
○ 生きる促進要因（自殺に対する保護要因）が少ないこと

自殺のリスクは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高くなるといわれています。（第3章参照）

問題を克服した過去の体験が少ない、人間関係が希薄、自己肯定感が低いなど、「生きることの促進要因」が少ない未成年者は、些細な出来事に対しても大きく傷つき、自殺のリスクが高まる可能性があります。

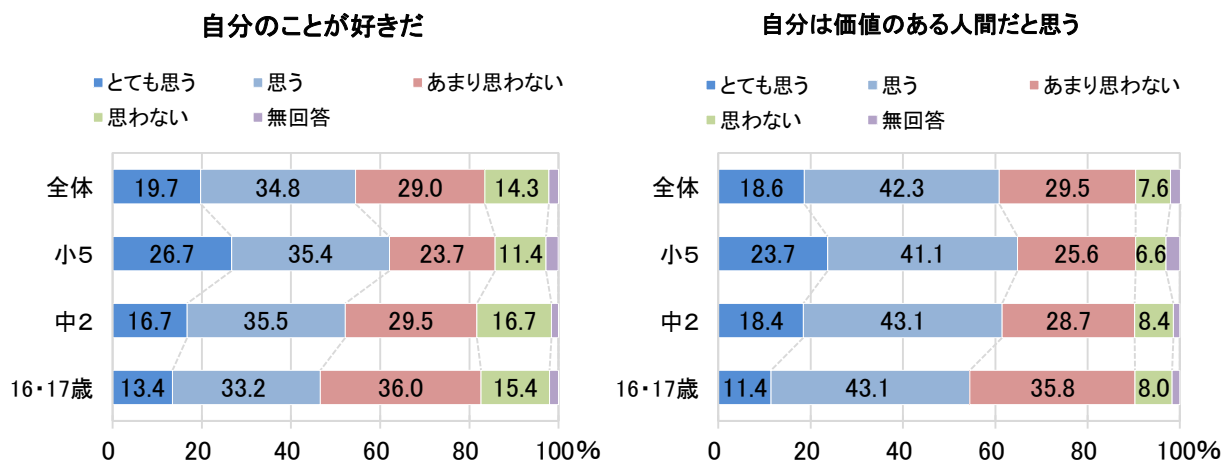
特に日本の若者の自己肯定感は他国と比較しても低いといわれており、平成 22 年（2010 年）の韓国・中国・米国・日本の 4 カ国の高校生の比較調査では、「私は自分に満足している」「私は価値のある人間だと思う」という問いに対し、「全くそうだ」又は「まあそうだ」と答えた日本の高校生の割合は、他の 3 カ国と比べて非常に低くなっています。（財団法人 一ツ橋文芸教育振興会、財団法人 日本青少年研究所「高校生の心と体の健康に関する調査報告書」）

図6－1 高校生の心と体の健康に関する調査報告書



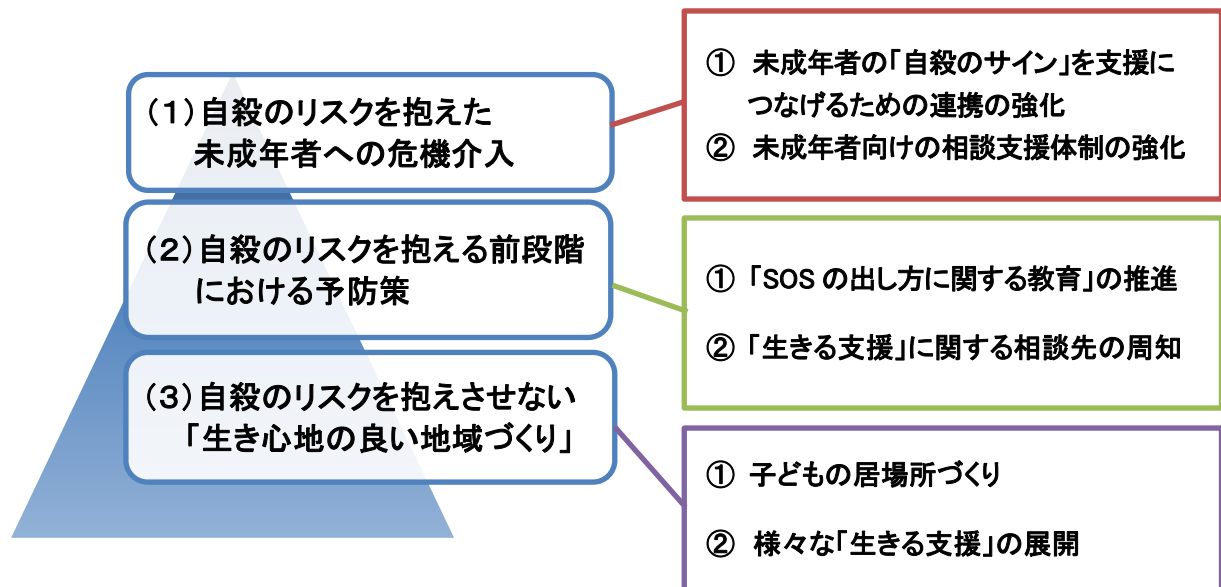
また、平成 29 年（2017 年）の本県の調査によると、「自分のことが好きだ」、「自分は価値のある人間だと思う」という問いに対し「とても思う」又は「思う」と答える子どもの割合は、年齢が上がるにつれて低下しています。（県次世代サポート課「長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査」）

図6－2 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査



施策の方向性

- 未成年者の自殺を防ぐため、以下の3つの総合的な対策に取り組むことで、計画最終年の2022年には、未成年者の年間自殺者数「ゼロ」を目指します。
 - ・自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入【施策の展開（1）】
 - ・自殺のリスクを抱える前段階における予防策【施策の展開（2）】
 - ・自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」【施策の展開（3）】
- 自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入に加え、自殺のリスクを抱える前段階での対策を重視し、そもそも自殺のリスクを抱えさせないような、「自分は生きていてもいいんだ」「ここにいていいんだ」と思えるような地域づくりを目指して、総合的な取組を展開します。



施策の展開

（1）自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入

学校や相談支援機関等が自殺対策への理解を深めつつ、互いに連携することを通して、未成年者の自殺のサインにいち早く「気づき」、必要な支援に「つなぎ」、適切な「回復支援」を実施するというそれぞれのステップを強化します。

また、未成年者を対象とした様々な相談支援窓口の機能強化を図ります。

① 未成年者の「自殺のサイン」を支援につなげるための連携の強化

○ 「気づき」の機能の強化

- ・ 学校管理職、教職員向けの研修等において、「SOS の出し方に関する教育」やSOSへの気づきの向上等の自殺対策に関する研修を実施します。（心の支援課、教学指導課、保健厚生課）
- ・ 民生委員・児童委員がゲートキーパーの役割を果たせるよう、民生委員・児童委員向けの研修において、自殺対策に関する研修の実施を検討します。（地域福祉課）
- ・ 社会的養護を必要とする児童を養育する里親、児童養護施設等に向けた研修等において、自殺対策に関する視点を盛り込みます。（こども・家庭課）

○ 必要な支援に「つなぐ」連携体制の強化

- ・ 児童生徒のＳＯＳに対して、関係機関が連携して支援できるよう、自殺対策（「ＳＯＳの出し方に関する教育」を含む。）に関する学校関係者と市町村や保健福祉事務所等の行政職員が参加する研修会を開催するなどして、学校と行政等の支援機関の連携強化を図ります。（保健・疾病対策課、心の支援課）
- ・ いじめや不登校等の悩みを抱える子どもや保護者に対して、教育事務所に生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、スクールソーシャルワーカー、指導主事等による支援チームを設置し、学校や地域における支援体制の充実を図ります。（心の支援課／再掲）
- ・ 県内４圏域の子ども・若者支援地域協議会において、子ども・若者の自殺対策について取り上げることを検討します。（次世代サポート課）

○ 「回復支援」の機能の強化

- ・ 生活保護世帯又は生活困窮世帯のひきこもりや不登校で学習機会が乏しい子どもの自己肯定感や社会性を育み、自立していく力を養うことで「貧困の連鎖」を断ち切るため、個別の家庭訪問による学習支援の実施及び体制の整備を推進します。（地域福祉課／再掲）
- ・ 性暴力被害を受けた子どもの心身の負担軽減や健康の回復、被害の潜在化防止のため、被害者に対し被害直後から総合的な支援を提供します。（人権・男女共同参画課／再掲）
- ・ 動物愛護センターで実施されている「ハローアニマル子どもサポート」の全県での拡大実施（サテライトハローアニマル子どもサポート）を図り、ひきこもりや不登校の子どもの居場所を提供するとともに、動物とのふれあいや世話体験等の動物介在活動を通じて、社会参加を支援します。（食品・生活衛生課／再掲）

② 未成年者向けの相談支援体制の強化

○ SNSを活用した子ども・若者向けの相談

- ・ LINE等のSNSを活用した相談体制の構築に向けて、国の事業の活用等により、調査・研究を推進します。（心の支援課／再掲）

○ チャイルドラインへの支援

- ・ 電話を通じて18歳までの子どもの悩み等を受け止めるチャイルドラインの活動を支援することで、県内の子どもたちの声に寄り添える体制を強化します。（次世代サポート課）

○ 学校生活相談センター

- ・ 電話相談対応等の相談体制の充実により、いじめの早期発見、早期対応を図ります。（心の支援課）

○ 子どもの総合相談窓口（子ども支援センター）

- ・ いじめ、体罰等の人権侵害に悩み苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談、救済につなげるため、子どもからの直接の相談に加え、保護者や学校、施設関係者等からの子どもに関する様々な相談にも総合的に対応します。（こども・家庭課／再掲）

○ 児童虐待・DV24時間ホットライン（児童相談所）

- ・ 電話相談員や児童相談所職員等に対する研修の実施により、相談体制の充実を図ります。（こども・家庭課／再掲）

○ ヤングテレホン

- ・ 相談員が参加する「少年サポートセンター員研修」において、自殺対策に関連する研修内容を盛り込むことを検討する等により、非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごと相談の対応を強化します。（県警少年課）

○ 性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

- ・ 電話相談・面談、病院等への付き添い、支援のコーディネート、産婦人科医療・弁護士への相談・カウンセリングに係る費用の負担等を実施し、被害直後から総合的な支援を可能な限り1か所で提供することで、性暴力被害を受けた子どもの心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化防止を図ります。（人権・男女共同参画課／再掲）

○ ひきこもり相談

- ・ ひきこもり支援センター及び保健福祉事務所において、ひきこもりに関する相談に対応するとともに、本人の家族を支援するための家族教室等を市町村等と連携・協力して開催します。（保健・疾病対策課／再掲）
- ・ ひきこもり支援センターにおいて、支援者に対する研修を実施するとともに、本人や家族支援を行う「ひきこもりサポーター」の養成に市町村と連携して取り組みます。（保健・疾病対策課／再掲）

（２）自殺のリスクを抱える前段階における予防策

① 「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進

将来の長野県を担う、かけがえのない子どもの命を守るためには、様々な問題を抱える子どもへの支援の実施に加えて、学校の場において、児童生徒が命の大切さを実感できる教育のみならず、命や暮らしの危機に直面したときに、「誰に」「どのように」助けを求めればよいかを学ぶための教育（＝「ＳＯＳの出し方に関する教育」）を推進する必要があります。

「ＳＯＳの出し方に関する教育」は、改正基本法第17条第3項において明文化されているほか、大綱の重点施策の1つとしても位置付けられています。

県内の一部の市町村では「ＳＯＳの出し方に関する教育」が既に実施されていますが、全県的に推進するため、市町村と連携し、実施体制の構築に取り組みます。

自殺対策基本法第 17 条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

「SOSの出し方に関する教育」の実践例（東京都足立区、松本市、佐久市）

東京都足立区では、いじめ対策と連動した自殺予防対策として、平成 26 年度から区内小中学校を対象に特別授業「自分を大切にしよう」を実施しています。

県内では、松本市において、思春期という心やからだが大きく変化する時期の悩みに対し、子ども自身が対処する方法を知り、困ったときに大人や相談機関へ相談できるようになること、周囲の人の変化に気づき、適切な行動（大人へのつなぎ）がとれるようになることを目的に、平成 26 年度より、市内 23 校の中学 2 年生にパンフレット配布・出前講座を行っているほか、中学 3 年生、高校 3 年生へのリーフレット配布、希望のあった高校・大学等への出前講座を実施しています。

また、佐久市では、生徒が思春期の悩みを理解し、心をリフレッシュする方法を実行できるようになること、困ったときに大人や相談機関へ相談できるようになること、友人など周囲の人の変化に気づき、適切な行動（声かけ・大人へのつなぎ）がとれるようになることを目的として、市内全 8 中学校の 1 年生に、パンフレット配布・地区担当保健師によるミニ講話を行っています。

○ 「SOSの出し方に関する教育」のモデル事業の実施

- ・ 「SOSの出し方に関する教育」を全県で展開するため、モデル校・モデル地域等で試行的に実施し、実施方法等のノウハウの蓄積や結果の分析、外部有識者等から意見を反映させたプログラムや教材の検討等に取り組みます。（保健・疾病対策課、心の支援課）

○ 「SOSの出し方に関する教育」の講師の育成

- ・ 保健師や、スクールカウンセラーなどが SOS の出し方に関する教育を実施できるよう、研修を実施します。（保健・疾病対策課、心の支援課）

○ 教職員や学校関係者等への研修

- ・ 学校において、継続的に「SOSの出し方に関する教育」を実施するためには、校長等の学校管理職や教職員の理解が不可欠であることから、教職員向けの研修等において、「SOSの出し方に関する教育」や SOS への気づきの向上等の自殺対策に関する研修を実施するとともに、学校管理職等への研修の実施を検討します。（保健・疾病対策課、心の支援課、教学指導課、保健厚生課）
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ・不登校相談員等、児童生徒と関わりのある関係者に、「SOSの出し方に関する教育」や SOS への気づきの向上等の自殺対策に関する研修への受講を促します。（心の支援課）

○ 地域支援者等に向けた情報発信の推進

- ・ P T Aや放課後子ども教室の教育活動推進員、学校支援ボランティア、放課後児童クラブの支援員等、子どもと関わる地域支援者がS O Sの受け手となれるよう、「S O Sの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行います。（次世代サポート課、保健・疾病対策課、文化財・生涯学習課）

○ 傾聴の仕方（S O Sの受け止め方）の習得

- ・ 児童生徒は、周囲の大人や相談窓口だけでなく、身近な友人に悩みを打ち明けることもあります。そのため、児童生徒が心の危機に陥った友人の感情を受け止め、悩みの解決につながることができるよう、「S O Sの出し方に関する教育」のプログラムに、傾聴の仕方（S O Sの受け止め方）に関する内容を盛り込むことについて検討します。（保健・疾病対策課、心の支援課）

② 「生きる支援」に関する相談先の周知

- ・ 「生きる支援」に関する相談先情報を掲載した「ハンカチ型リーフレット（高校生以上の年代対象）」、「御守り型リーフレット（中学生対象）」を作成し、市町村や学校等を通じて配布します。（自殺対策プロジェクト／再掲）

（3）自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」

未成年者が自殺に追い込まれることのない社会を目指すためには、危機介入や予防の観点だけでなく、安心と充足を感じながら過ごすことのできる居場所を広め、自己肯定感の涵養と、多様な他者との交流を通じた信頼できる人間関係の構築を促進することが求められます。

この具体的な方策として、「子どもの居場所づくり」を推進します。

その他、「生きることの促進要因」を増やす取組、「生きることの阻害要因」を減らす取組を様々な分野で展開し、地域全体の自殺のリスクの低減に努めます。

① 子どもの居場所づくり

- ・ 地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役の子どもの居場所である「信州こどもカフェ」の取組を普及・促進します。（こども・家庭課／再掲）
- ・ 社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。また、アウトリーチ等の有効な支援を提供できる団体や支援者を育成します。（次世代サポート課／再掲）
- ・ 動物愛護センターで実施されている「ハローアニマル子どもサポート」の全県での拡大実施（サテライトハローアニマル子どもサポート）を図り、ひきこもりや不登校の子どもの居場所を提供するとともに、動物とのふれあいや世話体験等の動物介在活動を通じて、社会参加を支援します。（食品・生活衛生課／再掲）
- ・ 地域住民の協力を得ながら、放課後や土曜日等の小学校の余裕教室等を利用した子どもたちの居場所づくりを推進します。（文化財・生涯学習課、次世代サポート課／再掲）

② 様々な「生きる支援」の展開

- ・ 精神障がいに対する偏見をなくし、自らの心の健康を考える機会とするため、精神疾患を持つ当事者を講師として高校に派遣します。（保健・疾病対策課）
- ・ 学校の夏休み明けの時期等に、子ども・若者を主な対象とした「生きることの包括的な支援（自殺対策）」に関するイベントなどを、図書館等で実施することを検討します。（保健・疾病対策課、文化財・生涯学習課）
- ・ 「居場所としての公共空間」の意義について認知・共有が図られるよう、市町村や県内公共図書館への周知に取り組みます。（保健・疾病対策課、文化財・生涯学習課）
- ・ いじめや暴力、不登校の経験者等を人権教育の講師として、学校に派遣します。（心の支援課）
- ・ 官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会による研修会、フォーラム、事例研究などを通じ、青少年のインターネットの適正利用を全県的に推進します。（次世代サポート課）

○ 評価指標

指 標	現状 (2017)	目標 (2022)	備考 (出典等)
重点施策1 未成年者の自殺対策の強化			
20歳未満の自殺死亡率 (人口10万対)	県 3.0 (2016)	0	自殺者数:人口動態統計 人口:人口推計
SOSの出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合※	—	100%	心の支援課調査
自殺対策(「SOSの出し方に関する教育」を含む)に関する研修に参加する公立中・高等学校数	—	全校参加	県実施事業
自殺対策(「SOSの出し方に関する教育」を含む)に関する学校関係者と行政職員等が参加する研修会の開催回数	—	年1回開催	県実施事業

※ 卒業前に少なくとも1回は「SOSの出し方に関する教育」を受講できる公立中学校の割合